

小須戸町消防団連合演習のお知らせ

小須戸町消防団の団結を強化し、消防技術の向上と、団員の士気高揚を図るため毎年、行われているこの演習を右期日に行ないます。

1. 期日 5月21日(日) 午前9時開始
2. 会場 小須戸中学校グラウンド
(雨天の場合、第2町民体育館)

平成12年度 小須戸町消防団幹部が変わりました。

今年度の小須戸町消防団幹部は次のとおりとなりました。よろしくお祈りします。(平成12年4月2日)

所 属	階 級	氏 名	所 属	階 級	氏 名	
第二分団 (横川浜 小 向 水 田 地区)	分 団 長	加 藤 農 (横川浜)	第三分団 (鎌倉 天ヶ沢 矢代田 地区)	分 団 長	石 井 健 一 (矢代田5)	
	副 分 団 長	木 村 兼 蔵 (水田)		副 分 団 長	土 田 健 一 (矢代田10)	
	第4部部長	武 田 敬 幸 (横川浜)		第7部部長	佐 藤 春 雄 (鎌倉)	
	第5部部長	古 川 欣 吾 (小向)		第8部部長	杉 田 秀 明 (天ヶ沢2)	
	第6部部長	鈴 木 忠 弘 (水田)		第9部部長	阿 部 信 行 (矢代田11)	
	本 部	団 長		風 間 源 一 郎 (本町1)	第四分団 (新保 竜 玄 地区)	分 団 長
副 団 長	副 団 長	高 山 三 市 (新保3)	副 分 団 長	高 山 信 市 郎 (新保3)		
	副 団 長	目 黒 弘 弘 (矢代田8)	第10部部長	石 黒 孝 二 (新保3)		
	自動車部部長	木 伏 正 之 (中央町5)	第11部部長	清 水 雅 志 (竜玄)		
	第一分団 (大字 小須戸 地区)	分 団 長	高 橋 勝 良 (新町1)	ラ ッ パ 隊		隊 長 (部 長)
副 分 団 長	副 分 団 長	佐 藤 一 臣 (蔵町1)				
	第1部部長	古 川 満 (諏訪町1)				
	第2部部長	加 藤 正 春 (本町4)				
第3部部長	上 田 長 武 (うでこき2)					

信濃川下流水防演習開催のお知らせ

「梅雨・台風期をまえに、もう一度みなさんで水防活動の重要性を考えてみませんか」

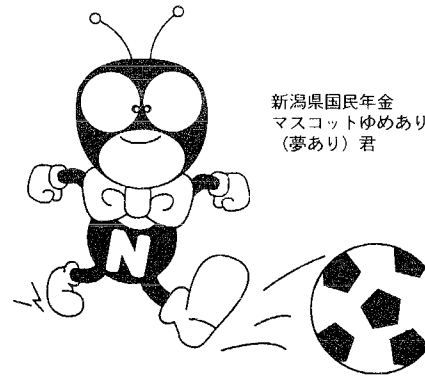
- 演習日時 平成12年5月27日(土) 8:30~12:00(小雨決行)
 演習場所 白根市赤波地先(臼井橋下流左岸河川敷)
 主 催 建設省北陸地方建設局、新潟県、白根市、信濃川下流水防連絡会
 実施内容 ① 各市町村による水防工法実演 ④ 防災情報訓練(当日の演習内容はインターネット、FM新津(10:00~12:00)により配信します。)
 ② 避難訓練
 ③ 人命救助訓練

※ 演習の参加者が1,000人を超える大規模演習です。

演習スケジュール

- 8:30 オープニングセレモニー・新潟県警音楽隊・アトラクション
 9:00 開 会 式
 9:30 準 備 工 (竹尖げ、杭こしらえ、土のうこしらえ)
 10:00 工法演習①(木流し工、川倉工、5徳縫工)
 工法演習②(シート張り工、釜段工、月の輪工、T型マット工、築き廻し工)
 工法演習③(積み土のう工<小須戸町消防団出動!>、改良積み土のう工)
 避難訓練 (小中学生、地域住民、一般見学者、消防団)
 応急復旧工(大型土のう工、ブロック投入工)
 11:15 救難救助活動、水難者救助(ヘリコプター、ボート)、野外炊飯、炊き出し
 12:00 閉 会 式

※ 大規模演習ならではの迫力を味わうことができます。ぜひご来場ください。



ゆめあり通信

国民年金には保険料の免除制度があります

学生の国民年金保険料納付特例制度がスタート

国民年金は、日本国内に住む二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入し、四十年間、保険料を納めることになっています。国民年金には保険料の納付が困難なときのために、申請することにより保険料の納付が免除される「申請免除」の制度があります。申請免除についての相談や手続きは、早めに役場住民課へお願いします。

また、この免除申請は、年度ごとに申請することになっていきますのでご注意ください。昨年免除を受けた方も、本年度も免除を希望される方は、再度手続きを行って下さい。

なお、免除を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間として算入されますが、年金額は将来、老齢基礎年金を受けるときに、保険料を納めた場合の三分の一の金額になります。

免除を受けてから十年以内であれば、その当時の保険料に一定額を加算した保険料で「追納」することができます。

ゆとりができたなら追納しましょう。
 《お問い合わせ先》
 役場住民課住民係
 ☎ 三八一三一一(内)・三八番

※申請された方が必ず免除されるとは限りません。本人及び世帯の所得状況等を調べさせていただきます。審査することとなります。

$$804,200円 \times \frac{(\text{保険料を納めた月数}) + (\text{保険料を免除された月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12} = \text{年金額}$$

・加入可能年数とは国民年金制度が始まった昭和36年4月以降の20歳から60歳になるまでの年数です

学生も社会人も20歳になったら国民年金!
 国民年金は、職業や収入に関係なく、20歳になったら加入し、保険料を納めることになっています。学生も障害基礎年金や、満額の老齢基礎年金を保障する観点から国民年金に加入いただいているところです。ただし、学生は一般的に所得がなく、保険料を納めることが困難な場合がほとんどです。

このため、本年4月から「学生期間中は国民年金保険料の納付を必要としない」とした『学生の国民年金保険料納付特例制度』ができました。これは、本人の申請に基づき、承認されれば保険料の納付が必要なくなるというものです。ただし、次の点にご注意下さい。

- ① 学生本人に一定以上の所得がある時は、認められないことがあります。
- ② これまでの免除制度と違い、「ご家族の所得は関係しません。」
- ③ この期間は、年金受給のための必要期間に算入されますが、ご希望の方は、①学生証または在学証明書(いづれも写しで結構)②印鑑を持参の上、役場住民課へ手続きにおいでください。
- ④ 10年以内に追納すると、通常に納付したことと同じこととなります。
- ⑤ 免除期間中は、障害基礎年金の給付対象です。

この免除(猶予)制度を受けるには、本人からの申請が必要です。

